

令和元年度
(2019年度)

事業計画書

公益財団法人 日本台湾交流協会

(平成31年3月)

令和元年度（2019年度）事業計画書

I. 総論

当協会は、外交関係のない日本と台湾の間で、邦人及び本邦企業の保護、邦人子女教育の実施、人的往来を含め、貿易、経済、技術その他の交流を維持、促進させることを目的として、昭和47年に設立された公益財団法人であり、東京に本部を、台北と高雄に在外事務所を置いている。

政府の「できる限りの支持と協力を与える」との方針に基づき、事業に要する経費の大半は国からの補助金等に拠っており、残りは民間からの維持会費等によって支えられている。

当協会は設立以来46年間を経過したが、その間日台関係の動向を踏まえつつ、定款等に定められた各種事業を柔軟かつ着実に遂行してきた。

令和元年度においても、下記「1.」の現状認識を踏まえ、「2.」の基本方針により事業を実施する。また、個別事業の内容は「II. 各論」のとおりである。

1. 日台関係等の現状

(1) 日台交流

日台間の交流は極めて良好かつ活発である。

2018年における日台間の人的往来は、訪台日本人が対前年比3.7%増の約197万人（台湾交通部観光局統計）、訪日台湾人も対前年比4.2%増の約476万人（日本政府観光局統計）といずれも過去最高を更新し、日台双方向の人的往来は673万人に達した。また、台湾住民の出境先として、日本は4年連続で中国（除く香港、マカオ）を抑えて第1位となった（台湾交通部観光局統計）。

日本と台湾の地方自治体間交流も活発化しており、山梨県と高雄市、熊本県八代市と基隆市等、2018年1年間だけで9の交流提携関係が結ばれた（当協会調べ）。

文化・スポーツ交流面では、2018年11月3日から開催中の「2018台中フローラ世界博覧会」において、日本から多数の自治体や関係団体が出展し、日本の花文化を紹介している。

経済面でも日台は互いに重要なパートナーである。日本側統計に

よれば、2018年の日台間貿易総額は7.7兆円であり、中国、米国、韓国に次ぐ第4位の貿易パートナーである。また、我が国の対台投資は、ここ数年、件数が年間400件台、金額が3億～6億ドル台の間で安定的に推移しており、サービス業等の非製造業の投資が増加している。2018年は、件数ベースで500件超、金額ベースでは、台湾のランドマークである著名なビルを保有する企業への6.6億ドル超の大型投資案件等により年間で15.2億ドルと大幅な増加となった。

日台間の国民感情は引き続き良好であり、駐日台北経済文化代表事務所が2018年11月に日本国内で行った世論調査では、日本人の74%が「台湾に親しみを感じる」と答え、「親しみを感じない」とした人々の割合を大きく上回った。台湾住民も総じて親日的であり、とりわけ若い世代の日本に対する関心は高く、老若男女問わず様々な交流が行われている。

(2) 台湾経済

行政院主計総処が2019年2月に発表した国民所得統計等によると、2018年の実質GDPは、堅調な個人消費を受けて、前年比2.63%増の16兆8,116億台湾元となった。成長寄与度をみると、内需部門が+2.81%、外需部門が▲0.18%となっている（外需は好調だった2017年後半の反動もあり、マイナス寄与）。

また、2019年の経済成長率の見通しについて、米中貿易摩擦等の世界経済の不確実性の高まりによる外需の減速もあり、2018年を0.36ポイント下回る+2.27%の成長になるとの予測が示されている。

(3) 台湾内政

2018年5月に発足2年を迎えた蔡英文政権は、同年2月と7月に内閣改造を行い、4月には陳菊高雄市長を総統府秘書長に就任させる等人事面のテコ入れを行った。政策面では軍人の年金改革関連法案を成立させる等各種改革に引き続き取り組んだほか、税制改革等の民衆の生活を支える施策の推進を図ったが、政権に対する支持は2018年も低迷を続けた。

そのような中、2020年総統選挙の前哨戦となる統一地方選挙が11月下旬に行われ、民進党は台中市、高雄市を含む7県市を失って大敗し、その責任を取って蔡英文総統が民進党主席を辞任したほか、2019年1月には賴清徳行政院長が辞職し、蘇貞昌元行政院長が新院長に就任した。

一方、最大野党である国民党は、統一地方選挙において執政下にある県市の数を6県市から15県市に増やして大きく躍進し、世論調査においても国民党への支持率が民進党を上回るようになった。次回総統選挙で国民党が政権奪回する可能性が見え始める中、吳敦義国民党主席、朱立倫前新北市長、王金平前立法院長等が、次期総統候補として党の指名獲得に向け動き始めている。

また、統一地方選挙において再選を果たした柯文哲台北市長は、各種の世論調査において次期総統候補として高い支持を得ており、民進党、国民党以外の第三勢力として、その動向が注目されている。

(4) 両岸関係

2016年5月の総統就任以来、蔡英文総統は「92年コンセンサス」を受け入れておらず、これを不服とする中国との当局間対話は断絶したまま現在に至っている。この間、訪台中国人観光客の制限や、台湾と国交を有する諸国に対する外交攻勢（2018年にはドミニカ共和国、ブルキナファソ（5月）及びエルサルバドル（8月）が台湾と断交）をかける等、中国の台湾に対する圧力が強まっている。他方、中国は、台湾の民衆に対する直接的な働きかけも強化しており、2018年2月には「两岸経済文化交流協力促進に関する若干の措置」（対台湾31項目の措置）を発表し、台湾住民の中国大陸における就業等に便宜を図る策を講じている。

2019年1月2日、習近平総書記は、1979年の「台湾同胞へ告げる書」発表40周年を記念する形で「重要講話」を発表し、同講話において、台湾方式の「一国二制度」模索や、両岸民衆の心の繋がりの実現等、両岸の平和的統一を強調した。他方、外部勢力の干渉及び「台湾独立分子」に対しては、「武力の使用を放棄することは約束しない」との強硬な姿勢を維持した。これに対し、蔡英文総統は同日に談話を発表し、「我々は一貫して『92年コンセン

サス』を受け入れていない」とした上で、台湾は「一国二制度」を決して受け入れず、絶対多数の台湾の民意も「一国二制度」に反対である旨強調した。

(5) 台湾日本関係協会との協議、協力

2018年6月14日、大橋会長と邱義仁台湾日本関係協会会长が主催して、第1回日台第三国市場協力委員会を東京で開催した。日台双方の実務担当者もオブザーバーとして参加し、第三国市場における日本と台湾の企業間ビジネス協力について議論した。

大橋会長は、11月に訪台し、第43回日台貿易経済会議及び第2回日台第三国市場協力委員会に出席した他、蔡英文総統、賴清徳行政院長、蘇嘉全立法院長、邱義仁会長、沈栄津経済部長らと会談した。

日台貿易経済会議後には、大橋会長と邱会長との間で、
「AEO相互承認に係る日台民間取決め」、
「医療機器品質管理システム（QMS）に関する協力覚書」、
「特許の出願・審査情報の交換に関する取決め」、
「中小企業支援及び中小企業間の協力の促進に関する覚書」、
「日台若手研究者共同研究事業に関する協力覚書」、
の5つの覚書が署名された。

また、12月27日には東京で第3回日台海洋協力対話及び海洋の科学的調査に関するワーキンググループが開催され、大橋会長と邱会長との間で、「海洋科学協力に関する覚書」及び「密輸及び密航への対策に係る協力に関する覚書」が署名された。

更に、日台の相互理解と知的交流を増進させ、共通の諸課題における日台協力の可能性を探ることを目的とし、谷崎理事長と邱会長が共同委員長を務める日台若手研究者共同研究事業を立ち上げ、2018年10月4日に第1回全体会合を、2019年2月14日に第2回全体会合を東京で開催した。こうした会合以外でも、作成された覚書に基づき、環境、漁業、出入境、海上安全、防災、中小企業協力、製品安全等、多岐にわたる分野の実務協議が実施され、日台実務者間の相互理解の醸成と具体的問題解決に貢献してきている。

2. 令和元年度事業実施にあたっての基本方針

上記現状を踏まえつつ、日台間の一層の交流促進を実現するため、特に下記の基本方針に留意しながら、「II. 各論」に記載する個別事業を行う。個別事業の実施に当たっては、事業の継続性を重視しつつ新たな状況にも柔軟に対応していく。

(1) 邦人保護

在留邦人数が2万4,280人、訪台日本人が年間197万人に達する中で、邦人保護業務の重要性は増しており、引き続き、その実施に遺漏なきを期す。

(2) 情報収集及び広報の強化

台灣当局と緊密な意思疎通を維持すること等により、日台間の課題への対応に遺漏なきを期す。民進党政権の政策方針、政策決定メカニズム、政局（含選挙情勢）、経済、民意の動向、慰安婦問題をはじめとして歴史に係る問題等に関する情報収集に努めるとともに、日本側関係者に必要な情報を隨時提供する。

ホームページ及びフェイスブック等の様々なツールを活用して、引き続き広報の強化を図る。

(3) 各種の交流促進

経済交流、文化交流、観光交流、地域交流等の促進を含む幅広い分野における台灣との協力関係の構築に努める。

現在の良好な日台関係は、日本語世代（既に平均年齢80歳超の人々）によって築かれた面が強く、かかる世代が去って行く中で、若い世代の対日理解者を増加させていくことが極めて重要である。こうした認識の下、当協会の各種ツールを総動員して新たな知日派を育成する。

① 貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会等について、引き続き円滑な運営とそのフォローアップに努める。

また、日台海洋協力対話及び日台漁業委員会を通じ、海洋に関連した日台間の諸懸案の適切な処理を図っていく。

② 日台双方の関係機関と連携しつつ、日台産業協力架け橋プロジェクトを推進することにより、中小企業、地方企業等への支援に

努める。また、日台双方にとって重要な市場であるA S E A N諸国やインドといった第三国市場での日台企業間の協力を促進する。

- ③ 文化及び人的交流事業においては、引き続き台湾中堅層の取り込みを進めるとともに、台湾人高校生留学事業等を通じて、将来の日台間の懸け橋となる青少年層の交流強化に努める。
- ④ 日本研究の基盤を厚くするとともに、優秀な日本専門家を育成するための台湾側当局・学術界・大学等の取組みに対し、支援を継続する。日台双方の若手研究者が交流し、共同で研究活動に携わる事業を本格化させることで、日台相互理解の増進を促進する。
- ⑤ 台北事務所に新設した「日本文化センター」を積極的に活用し、文化紹介事業や日本語教育事業を強化していく。
- ⑥ 日台の地方自治体間での産業協力、観光協力等の取組みを支援して、地域レベルでの重層的な交流促進に繋げていく。
- ⑦ 台湾当局による日本産食品への輸入規制措置について、引き続き早期解除・緩和を働きかけていく。
- ⑧ 日台ワーキングホリデー制度の周知広報に努める。なお、令和元年度より年間発給枠を現行の5,000名から拡大すべく検討する。

(4) 当協会の運営

公益財団法人としての適切な運営に努める。

- ① 令和元年度政府予算案では為替レートが110円で積算されており、限りある予算の的確な管理と執行に努める。
- ② 各種事業実施のため適正規模の予算及び実施体制確保の必要性について理解が得られるように努める。

II. 各論（個別事業説明）

令和元年度においては、上記基本方針を踏まえつつ、以下の事業を行う。

1. 総務、渉外関係事業

- (1) 台湾における邦人の生命、身体及び財産並びに進出企業の台湾における財産と利益が損なわれないように、関係当局との折衝を含む各種便宜を図る。
- (2) 邦人の台湾への入域と在留、台湾住民及びその他外国人の台湾から日本への入国に関し、必要な便宜を図る。
- (3) 邦人と台湾住民及び台湾在住外国人との間の渉外事項に関して、調査あっせん等必要な支援を行う。
- (4) 我が国船舶の台湾諸港への入域(緊急入域を含む)、船員の病気その他の理由による台湾への上陸等につき、必要な便宜を図る。また、台湾近海での我が国漁船の安全操業が保証されるよう必要な便宜を図る。
- (5) 台湾との運輸、通信関係を円滑に維持するため、関係当局との連絡等必要な便宜を図る。
- (6) 良好的な日台関係を更に維持・発展させるため、台湾側関係機関との連絡調整を密接に行うとともに、台湾情勢や両岸関係等々の趨勢につき十分な情報収集を行う。
- (7) 台湾における在外選挙(郵便投票等)を行うため、在外選挙人名簿登録の受付、在外選挙人証の交付等必要な業務を行う。
- (8) 台北、台中及び高雄の日本人学校及び台北日本語授業校、新竹日本語補習授業校に対し、学校の安全対策を含めて必要な支援を行う。

- (9) 日台関係の発展に貢献してきた功労者の発掘に取り組み、その方々への叙勲、大臣表彰、当協会表彰等の顕彰に努める。
- (10) 台湾との係わりを有する企業、団体等に加入を働きかけることにより、維持会員数の維持・拡大に取り組む。

2. 貿易、経済関係事業

- (1) 貿易経済会議の結果について必要なフォローアップを行うとともに、東京において第44回貿易経済会議を開催する。また、日台第三国市場協力委員会を開催し、第三国市場における日本と台湾双方の企業間のビジネス協力について検討を行う。
- (2) 日台間の貿易・投資・技術交流の推進を図るため、日台産業協力架け橋プロジェクトの協力強化に関する覚書、民間投資取決め、民間租税取決め等両協会間の協力文書に記された内容を踏まえつつ、以下の事業を実施する。
- ① 日本の中小企業と台湾企業とのビジネス・アライアンスを促進するため、商談会、展示会出展支援、セミナー等を実施する。
 - ② 貿易投資相談業務を実施するとともに、Web-site「日台ビジネスステーション」を通じ、企業情報のデータベースを整備し、商談会・交流会等イベント情報、貿易経済交流の促進に資する情報等の提供を行う。
 - ③ 台湾との中小企業交流、地域間交流、第三国市場での協力的重要性が高まっていることに鑑み、ジェトロ、中小機構、商工会議所、地方自治体、台湾の関係機関等と連携し、日本及び台湾の各地において、日台パートナーシップ強化セミナー等を開催する。また、各種ミッションの派遣・受入れに必要な支援を行う。
 - ④ 日台双方の関係機関と連携しつつ、日台企業間の第三国市場での協力を促進する。
 - ⑤ 台湾における日本の中企業のビジネス展開を支援するため、現地の関係協力機関等と連携した相談・仲介サービス等事業を実施する。また、台湾企業による対日投資、日台企業間の交流促進の

ため、セミナー等を行う。

⑥ 地域経済団体、業界団体及び地方自治体等の依頼に対応し、市場調査や対台湾投資等に必要な便宜を図る。

⑦ 今後の日台経済貿易関係の在り方、方向性等について、外部有識者等の協力を得ながら調査研究を行う。

(3) 台湾の貿易・経済・技術関連の有力者、中堅指導者、プレス関係者を招聘し、関係者との意見交換、施設訪問等を行い、双方の理解と交流を深める。

(4) 台湾の貿易、経済関係の一般情報および市場動向について隨時情報収集に努め、情報提供を行う。こうした情報は、ホームページ等を活用して広く利用に供する。

(5) 特許庁からの委託に基づき、台北事務所に知的財産権を担当する職員を駐在させ、関係当局との意見交換、情報交換等を行う。また、台湾における日系企業の知的財産権の権利行使等を支援するため、アドバイザーによる相談事業を行うとともに、日本及び台湾においてセミナー等を開催する。

(6) 台湾からの訪日観光を促進するため、日本政府観光局や地方自治体等と連携しながら、台湾における市場調査や広報等を行う。

(7) 当協会の「日台ビジネス交流推進委員会」と台湾側窓口である「台日商務交流協進会」との交流に努める。

3. 広報・文化交流等事業

(1) 日本への深い理解を促進するために、以下の事業を実施する。

① 台湾における日本語教育促進のため、台湾の日本語教師に対する各種支援を実施する。また、独立行政法人国際交流基金からの委託に基づき、台湾の高校への「日本語パートナーズ」派遣事業を実施し、中等教育における日本語教育を支援する。

② 台湾の高校生の日本留学事業を実施し、次世代の日台交流を担

う知日派人材の育成につなげる。また、同事業参加者へのフォローアップを行う。

- ③ 大学生及び大学院生に対する留学生奨学金事業を実施し、次世代の日台交流を担う知日派人材を育成する。また、元奨学金留学生へのフォローアップを強化する。
- ④ 日本研究修士・博士課程や日本研究単位プログラム等での日本研究において高い関心が持続されるよう、台湾の日本研究機関及び大学との関係を強化し、台湾における日本研究の促進を図る。また、平成22年に設立した日本研究支援委員会の協力を得つつ、台湾における日本研究に携わる人材育成のための支援を行う。
- ⑤ 台湾における日本研究の底辺の拡大及び推進を図るため、台湾の人文・社会科学系研究者の訪日研究を支援するとともに、自然科学系研究者についても引き続き訪日研究支援を行う。台湾の大学生・大学院生及び教授等を積極的に招聘する。
- ⑥ 台湾との人文・社会科学をテーマとした共同研究に対する研究助成を行う。知日派・親日派層の底上げを図るための日台若手研究者共同研究事業を実施する。
- ⑦ 平成30年度に開始した日台介護・福祉関係者交流事業を継続し、台湾の介護士・ケアワーカー等を日本の施設で研修することで、日本型介護に対する理解増進、人材育成につなげる。

(2) 日本への関心を喚起・増進するために、以下の事業を実施する。

- ① 台北事務所の文化ホール等における日本の伝統文化紹介及び現代文化等の紹介、日台間のシンポジウム等に対する助成等を行う。
- ② 台湾の大学をはじめとする台湾教育機関に対する日本関係図書の寄贈の他、日本文化啓発品の貸し出し等を行い、日本理解を促進する。
- ③ 台北及び高雄事務所のライブラリーにおける日本語書籍の充実に努め、閲覧・貸し出しを行う。
- ④ 日本語能力試験、巡回展、映画上映プログラムをはじめとする国際交流基金が実施する台湾向け各種文化交流事業等に対し、引き続き連携・協力を行う。

⑤ 我が国の強みや魅力等の日本ブランド、日本的な価値への国際的理 解を増進するため実施される外務省の「対日理解促進交流プログラム」に対して、台湾からの青少年の招聘、日本の青少年の派遣等の協力をを行う。

(3) 広報業務として、次の事業を実施する。

- ① 我が国に関する情報を台湾の人々に正しく、かつ効果的に伝え ていくため、当協会の広報機能を強化する。ホームページ及びフ ェイスブックを更に充実したものにし、アクセス件数の増加に努 める。また、当協会職員及び有識者による講演等を実施し、広報 の更なる強化を図る。
- ② 機関誌「交流」については誌面の充実を図り、ホームページと の分担を考慮しつつ、当協会セミナーでの配布等に活用する。

(了)